

新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市（以下、「本市」という。）におけるペロブスカイト太陽電池等の社会実装に向けた実証事業に要する費用の一部を補助する新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) ペロブスカイト太陽電池等 国内で製造されたペロブスカイト太陽電池、及びその他市長が認める次世代型太陽電池をいう。
- (2) 実証事業 ペロブスカイト太陽電池等を設置し、運転、検証、発電量等のデータ収集又は課題分析等を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 本市内において実証事業を行うため、ペロブスカイト太陽電池等を設置すること。
- (2) 本市におけるペロブスカイト太陽電池等の社会実装を見据え、波及効果の高い場所または用途により設置すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める補助事業を行う者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) その他法令に違反していないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

- 2 市長は、補助対象経費の2分の1以内、かつ500万円を上限とする額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、国、県又は他の公的機関から助成又は補助等を受ける場合、その額を補助対象経費から控除した額に対して補助金を交付するものとする。
- 3 複数の者が共同で補助事業を実施する場合、補助金の交付はその代表者に対して行うものと